

《令和 4 年第 4 回ふじみ野市議会定例会提出議案広報原稿》

議案番号	件名	提案説明要旨
報告第 26 号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)	<p>1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故の概要</p> <p>(1) 事故発生場所及び内容 ふじみ野市上福岡三丁目地内において、ふじみ野市青色防犯パトカー市民パトロール隊の隊員が、青色回転灯付き防犯パトロール車両でパトロール活動中に方向転換した際、相手方の住宅の手すりに接触した。</p> <p>(2) 事故発生日 令和 4 年 8 月 18 日午後 3 時頃</p> <p>(3) 損害賠償額 225,500 円</p>
報告第 27 号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)	<p>1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和 4 年 7 月 1 日午後 5 時頃</p> <p>(2) 事故発生場所 埼玉県川越市寺尾 979 番地 2</p> <p>(3) 事故の内容 市職員が運転する車両が事故発生場所の交差点を直進する際、車両の右前方から左折してきた相手方の子が運転する自転車と接触した。</p> <p>(4) 被害の程度 相手方自転車の前輪部分の損傷</p> <p>3 損害賠償額 18,606 円</p>

第 95 号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 6 号））	<p>1 専決処分理由 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給するために編成した令和 4 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 6 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 449億7,140万4千円 補正予算額 7億4,072万8千円 補正後の予算総額 457億1,213万2千円</p>
第 96 号議案	令和 4 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 7 号）	<p>1 総括 本補正予算は、歳入については額の確定したもの及び見込額の変更に伴うもの、歳出については制度改正その他の事情変更により補正を余儀なくされるもの及び新型コロナウイルス感染症への対応等緊急やむを得ないものについて編成するものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 457億1,213万2千円 補正予算額 9億4,760万6千円 補正後の予算総額 466億5,973万8千円</p>
第 97 号議案	令和 4 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	<p>1 総括 本補正予算は、赤字補てん目的以外の法定外繰入金を繰り入れること及び新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の財政支援適用期間が令和 4 年 12 月 31 日まで延長されたこと等により編成するものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 95 億 5,135 万 8 千円 補正予算額 156 万 1 千円 補正後の予算総額 95 億 5,291 万 9 千円</p>
第 98 号議案	令和 4 年度ふじみ野市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	<p>1 総括 本補正予算は、人件費の補正及び認定事務支援システム更新時の契約形態の変更による補正に伴い、編成するものです。</p> <p>2 予算規模</p>

		補正前の予算総額 87億5,234万3千円 補正予算額 314万6千円 補正後の予算総額 87億5,548万9千円
第 99 号議案	令和 4 年度ふじみ野市水道事業会計補正予算（第 2 号）	1 総括 本補正予算は、コロナ禍における原油価格・物価高騰に直面している市民生活及び経済活動を支援するため、令和 5 年 1 月及び 2 月検針分の水道料金の減免を実施することに伴い、一般会計負担金が措置される見込みであること、並びに電力契約の供給約款が見直されたことにより補正を余儀なくされるもの等緊急やむを得ないものについて編成するものです。 2 予定額 収益的収入の予定額 補正前の予定額 18億1,071万1千円 補正予定額 204万6千円 補正後の予定額 18億1,275万7千円 収益的支出の予定額 補正前の予定額 18億4,298万4千円 補正予定額 1,954万6千円 補正後の予定額 18億6,253万円
第 100 号議案	令和 4 年度ふじみ野市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 総括 本補正予算は、コロナ禍における原油価格・物価高騰に直面している市民生活及び経済活動を支援するため、令和 5 年 1 月及び 2 月の水道検針分における公共下水道使用料の減免を実施することに伴い、その減免に係る収入減と同額が一般会計負担金により措置される見込みであることから編成するものです。 2 予定額 収益的収入の予定額 補正前の予定額 16億3,770万円 補正予定額 0千円 補正後の予定額 16億3,770万円

第 101 号議案	ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例	<p>1 制定理由 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）が令和 3 年 5 月 19 日に改正され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容 改正後の個人情報の保護に関する法律の規定により、地方自治体の条例で定めることとされている事項及び同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、同法の施行により不要となるふじみ野市個人情報保護条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 9 号）の廃止を規定するものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p>
第 102 号議案	ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号）の改正に伴い、ふじみ野市手数料条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 低炭素建築物新築等計画の認定に係る内容について、文言の整理を行うものです。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 103 号議案	個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	<p>1 制定理由 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）が令和 3 年 5 月 19 日に改正され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、関係条例の条文の整備を行うものです。</p> <p>2 制定内容 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例の新規制定及びふじみ野市個人</p>

		<p>情報保護条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 9 号）の廃止を行います。これにより改正の必要が生ずる関係条例について、一括して整備を行うものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p>
第 104 号議案	ふじみ野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	<p>1 改正理由 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、ふじみ野市職員の定年等に関する条例の一部を改正するほか、関係条例の所要の改正等を行いたいのので地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 条例の改正内容 職員の定年を 65 歳まで段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）及び定年前再任用短時間勤務制を導入します。また、現行の再任用制度については暫定再任用制度として取り扱うものとし、これらの規定の整備に伴い、関係例規も改正します。</p> <p>3 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p>
第 105 号議案	ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 人事院勧告による一般職の勤勉手当の引上げを実施する中、市議会議員の期末手当について支給月数を引き上げるものです。</p> <p>2 内容 期末手当の支給月数を 4.3 月から 4.4 月へ改正します。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>

第 106 号議案	市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 人事院勧告による一般職の勤勉手当の引上げを実施する中、市長、副市長等の期末手当について支給月数を引き上げるものです。</p> <p>2 内容 期末手当の支給月数を 4.3 月から 4.4 月へ改正します。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 107 号議案	ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 人事院の給与改定に関する勧告に鑑みて行う一般職の職員の給与の改定及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行を踏まえて行う一般職の職員の定年引上げ等に伴う一般職の職員の給与に係る所要の改正を行うため、ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 条例の改正内容 一般職員の給料月額を令和 4 年 4 月 1 日に遡及して引き上げます。 勤勉手当について、正規職員は支給月数を 0.1 月分引き上げ、1.9 月から 2.0 月とし、再任用職員と特定業務等従事任期付職員は支給月数を 0.05 月分引き上げ、0.9 月から 0.95 月とします。 期末手当について、特定任期付職員は支給月数を 0.05 月分引き上げ、3.25 月から 3.3 月とします。 定年引上げに伴い、60 歳超職員の給料月額の 7 割支給の適用や、管理監督職勤務上限年齢制による降給者に対する 60 歳時給料月額の 7 割支給とするための調整額、定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用職</p>

		<p>員に対する給与の支払いに伴う所定の改正等を行います。</p> <p>3 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日とし、給与改定に伴う改正は公布の日から施行する。</p>
第 108 号議案	ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保することを目的とし、国民健康保険税の税率を改定するものです。</p> <p>2 改正内容 (1) 基礎課税額の所得割額の税率を 7.56%、同均等割額を 30,800 円とします。 (2) 後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を 2.18%、同均等割額を 11,800 円とします。 (3) 介護納付金課税額の所得割額の税率 2.14%、同均等割額を 13,700 円とします。</p> <p>3 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p>
第 109 号議案	ふじみ野市立さぎの森小学校校舎大規模改造工事請負変更契約の締結について	<p>1 理由 工事内容の変更により、ふじみ野市立さぎの森小学校校舎大規模改造工事に係る工事請負変更契約の議決を求めるものです。</p> <p>2 契約金額 変更前 731,777,200円 変更後 763,567,200円 変更増額 31,790,000円</p> <p>3 契約期間 令和 3 年 3 月 18 日から 令和 5 年 2 月 14 日まで</p> <p>4 契約の相手方 佐田建設株式会社 さいたま支店 支店長 阿部 良一 ※令和 4 年 11 月中旬仮契約締結予定</p>
第 110 号議案	財産の取得について	<p>1 提案理由</p>

案		<p>GIGA スクール構想の取り組みである 1 人 1 台タブレットを用いた個別最適な学び及び協働的な学びの実現のため、教室で使用するプロジェクタ等の周辺機器を購入するものです。</p> <p>2 取得金額 金 24,521,400 円 (税抜き) 金 26,973,540 円 (税込み)</p> <p>3 取得期限 契約確定日から令和 5 年 1 月 31 日まで</p> <p>4 契約の相手方 埼玉県狭山市狭山台四丁目 22 番 2 号 日本情報システム株式会社 代表取締役 肥沼 佑樹</p> <p>5 業者選定方法 指名競争入札</p> <p>6 財産の種類及び数量 (1)液晶プロジェクタ 9 台 (2)液晶プロジェクタ (単焦点モデル) 155 台 (3)80 型三脚式スクリーン 155 台 (4)その他周辺機器等</p>
第 111 号議案	ふじみ野市道路線の変更について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、市道路線の変更について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 D-48 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市苗間字神明後地内</p> <p>4 幅員及び延長 変更後 4.20～11.5m / 139.65m 変更前 4.51～11.5m / 31.45m</p> <p>5 供用開始年月 令和 4 年 12 月下旬 (予定)</p>

第 112 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 B-186 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市新駒林四丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 4.20m～7.20m / 31.98m</p> <p>5 供用開始年月 令和 4 年 12 月下旬（予定）</p>
第 113 号議案	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	<p>1 提案理由 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 9 条の規定により人権擁護委員の任期は、3 年となっており、令和 2 年 4 月 1 日に委嘱された三澤広江氏の任期が、令和 5 年 3 月 31 日となっております。その後任として、駒井忠幸氏を推薦したいので市議会に意見を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 駒井忠幸氏</p> <p>3 任期 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで</p>
第 114 号議案	ふじみ野市立文化施設の指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 文化施設の整備に伴い、ふじみ野市立文化施設（ステラ・イースト及びステラ・ウエスト）の指定管理者の指定を行いたいのので地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、提案するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 日本環境マネジメント株式会社</p> <p>3 指定期間</p>

		令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで (5 年間)
第 115 号議案	ふじみ野市立放課後児童クラブの指定管理者の指定について	<p>1 理由</p> <p>ふじみ野市立放課後児童クラブの指定管理者の指定期間が令和 5 年 3 月 31 日をもって期間満了となることに伴い、再度指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称</p> <p>（東地区）シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社</p> <p>（西地区）特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会</p> <p>3 指定期間</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで (5 年間)</p>
第 116 号議案	ふじみ野市立図書館の指定管理者の指定について	<p>1 提案理由</p> <p>ふじみ野市立図書館の指定管理者の指定期間が令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、次期指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称</p> <p>株式会社図書館流通センター</p> <p>3 指定期間</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで (5 年間)</p>